

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

なお、本公募は、令和7年度当初予算成立後、速やかに事業を開始出来るよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。予算の執行は、令和7年度当初予算の成立が前提であり、今後、募集を中止することや内容を変更することがありますので、予めご了承ください。

1 業務の概要

(1) 業務名

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務

(2) 業務目的及び概要

身近に頼れる人がいないなど家庭生活に支障を生じ、困難を抱える妊産婦に対し、出産や今後の生活について 落ち着いて考えることのできる居場所を提供するとともに、食事等の日常生活を支援しながら、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の生活・養育方針の相談支援等を行い、支援対象者の意向を踏まえて必要な期間・支援へとつなぐことにより、重篤な児童虐待事案の予防を図る。

本業務は、児童福祉法第6条の3第18項に規定する「妊産婦等生活援助事業」として支援を行うものである。

※詳細は別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 委託料上限額

年間31,856千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、上限額には宿直手当相当額1,606千円を含む。

2 参加者の資格に関する要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。

(2) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(3) 愛媛県内に事業所（支店、支社、営業所等）を有する者であること。

(4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと。

(5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 消費税及び地方消費税並びに本県県税の滞納がないこと。

(8) 母子生活支援施設や乳児院、医療機関を運営する者のほか、本業務を適切に実施することができる者であること。

3 スケジュール（予定）

(1) 実施要領の公表	令和7年2月19日（水）
(2) 質問受付期限	令和7年2月25日（火）17時15分まで
(3) 質問回答	令和7年3月3日（月）
(4) 参加申込書受付期限	令和7年3月6日（木）17時15分まで
(5) 企画提案書提出期限	令和7年3月19日（水）17時15分まで
(6) 書面審査	(5) 提出後～令和7年3月27日（木）
(7) 審査結果通知	令和7年3月28日（金）
(8) 契約手続き	令和7年4月1日（火）

4 参加申込

企画提案の応募を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年3月6日（木）17時15分（必着）
- (2) 提出書類
ア 参加申込書（様式1）
イ 参加申込事業者の概要（様式2）
ウ 誓約書（様式3）
- (3) 提出方法
文末記載の宛先にメール又はFAXにて提出
※参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

5 質問及び回答

本業務に関する質問等がある場合は、次により質問書（様式4）を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年2月25日（火）17時15分（必着）
- (2) 提出方法
文末記載の宛先にメール又はFAXにより提出
- (3) 回答方法
質問に対する回答は質問内容とともに愛媛県ホームページにて公開する。
ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。

6 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 企画提案書の構成等
ア 企画提案書の提出書（様式5）
イ 企画提案書（様式任意）
ウ 企画提案書別紙（様式6）
エ 参考見積書（様式7）
- (2) 提出部数
・紙媒体 4部（正本1部、副本3部）
・電子媒体 1部
- (3) 提出期限
令和7年3月19日（水）17時15分（必着）
- (4) 提出方法・提出先

持参（土・日、祝日を除く。）または郵送（書留）により文末記載の担当窓口へ提出
電子媒体については文末記載の宛先にメールにて提出

(5) 提案辞退

企画提案書の提出後に提案を辞退する場合は、3月24日（月）17時15分までに辞
退届（任意様式）を持参又は郵送により提出すること。

7 企画提案書の作成・提出に当たっての注意事項

(1) 本募集要領に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者
及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とする。

(2) 応募は1者につき1件とする。

(3) 見積額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに
関わらず、積算金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とすること。

なお、上記1（4）の委託料上限額を超えた見積金額を提出した場合は、審査の対
象としない。

(4) 提出日以降における企画提案書提出後の再提出及び差替えは認めない。

(5) 提出書類等は返却しない。

(6) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 委託事業者の選考及び評価方法

(1) 選考方法

県が設置する審査会において、審査委員による書類審査を行い、委託候補者を決定
する。

なお、応募者が1者のみである場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以
上である場合に本業務の委託予定者として選定する。6割に満たない場合、又は、応募
者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、全ての参加者に書面で通知するとともに、県ホームページ上
で公表する。

9 契約の締結

選考した委託候補者と県が協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。

なお、仕様書の内容は、本業務に係る法令や国のガイドライン等への対応のほか、本事
業を効果的・効率的に実施するために変更協議を求めることがある。

また、選考した委託候補者と県との間で仕様書の内容について協議が整わない場合は、
選考結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行う。

10 担当及び問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番2

愛媛県保健福祉部子育て支援課 児童・女性支援施設係

電 話：089-912-2414

F A X：089-912-2409

E-mail：kosodate@pref.ehime.lg.jp

(別紙) 企画提案書審査基準

評価項目	評価のポイント
1 実施体制 【30点】	・本業務を円滑かつ効果的に遂行できる資格や実務経験を有する職員が確保されているか。
	・本業務の実施に当たって必要な設備を備え、困難を抱える妊産婦等の支援に効果的な運営方法が示されているか。
2 事業運営 【60点】	・妊産婦等が抱える課題や背景を理解し、その解決を図るため、具体的かつ効果が見込まれる取組内容が示されているか。また、地域生活への移行支援や自立支援の視点が明確に記載されているか。
	・妊産婦等が安心して過ごすことができ、生活満足度の高い居場所づくりの工夫が行われているか。
	・支援が必要な妊産婦等に認知され、利用につながるような効果的な広報活動となっているか。
	・要保護児童対策地域協議会、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携して妊産婦等を支援する姿勢が示されているか。
	・職員の研修会参加など、妊産婦等に対する質の高い支援を提供するための有効な取組みが記載されているか。
	・個人情報保護の重要性を理解し、適切な措置が記載されているか。
3 その他 【10点】	・予算の範囲内で、人件費が適切に配分され、その他事業実施のための費用が社会通念上適切に確保されているか。